

重要事項説明書
訪問看護・介護予防訪問看護 契約書

神奈川県指定第 1461190016 号

訪問看護ステーションレイシス

【重要事項説明書】

1. 事業者

- | | |
|----------|-----------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社 ルイシス |
| (2) 代表者名 | 代表取締役 石川ルイ子 |
| (3) 所在地 | 三浦郡葉山町一色1748ザガートビル 2F |
| (4) 連絡先 | 046-876-8962 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 事業所名 | 訪問看護ステーションルイシス |
| (2) 事業所番号 | 神奈川県指定第1461190016号 |
| (3) 所在地 | 三浦郡葉山町一色1748ザガートビル 2F |
| (4) 連絡先 | Tel: 046-876-8962 Fax: 046-876-8964 |
| (5) 管理者指名 | 石川 ルイ子 |
| (6) 指定年月日 | 平成30年1月1日 |

3. 実施地域及び営業時間

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| (1) 実施地域 | 葉山町、逗子市、横須賀市(秋谷、芦名、長坂、佐島
湘南国際村、池上) |
|----------|---------------------------------------|
- * その他の区域についてはご相談ください。

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
受付時間	月～土 9:00～17:30
サービス 提供時間帯	9:00～17:00

* 日曜日・年末年始（12月29日～1月3日）はお休みさせていただきます。

4. 職員体制

(令和 4 年 1 月 1 日)

(単位:名)

職 種	常 勤	非常勤
管理者	1	0
看護師	4	4
理学療法士	0	0
作業療法士	0	0
事務員	1	1

※職員数は変動することがあります

5. 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の概要

（１）事業の目的

株式会社ルイシスが開設する訪問看護ステーションルイシス（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

（２）運営方針

- 1 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する事業所のみ記載する。）
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（３）指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の内容

項 目	内 容 方 法 など
指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）計画の作成	利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況をふまえて、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）計画を作成します。
指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）計画に添ったサービスの提供	懇切丁寧に行うことを旨とし、常に利用者の病状および心身の状況等の把握に努めながら、計画されたサービスを提供します。
記録	サービス計画に従ったサービスの実況状況および評価を訪問看護録に記録します。
利用者または家族への説明および指導	計画の目標および内容、その実施状況や評価について説明します。また指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の観点から療養上必要となる事項について指導等を行います。
居宅サービス計画等の変更の援助	居宅サービスの実施状況を地域包括支援事業者に報告する等、連絡やサービスの調整に努めます。

6. 緊急時及び事故発生時の対応

1. 希望の利用者には携帯電話による24時間対応体制をとり、利用者からの要請に応じて、訪問をします。(事前申し込みと一定額の利用料金が必要になります)
2. 訪問看護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかにかかりつけの医師に連絡し適切な処置を行います。
3. 前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかにかかりつけの医師及び管理者に報告します。

7. 苦情申し立て先

内容	契約書8条の内容に関すること。
対応時間	月曜日から土曜日 9:00~17:00 ただし、日曜日・祭日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く
申し立て先	訪問看護ステーションルイシス 電話 046-876-8962 管理者 石川 ルイ子

その他の申し立て先

○葉山町	葉山町役場 福祉課	電話 : 046-876-1111
○逗子市	逗子市高齢介護課 相談窓口	電話 : 046-873-1111
○横須賀市	横須賀市役所 福祉部介護 保険課総務係	電話 : 046-822-8308
○神奈川県庁	福祉部 高齢福祉課	電話 : 045-210-4835

8. 利用者の留意事項

項目	内容
訪問スケジュール	利用者の都合で予定されたサービスを変更する場合は、できるだけ早めに、ご連絡ください。ただし、利用者の様態の急変など、やむを得ない事情がある場合にはその限りではありません。
緊急連絡体制	安心して在宅療養をしていただく為に、24時間を通し連絡できる体制をとっています。その為には申し込みが必要で、一定額の利用料金が必要です。
金品の管理や訪問時 もてなしの辞退	年金の管理や、金銭の貸借などの取り扱いはできません。また訪問時職員に対する贈り物や飲食のもてなしも、ご遠慮いたします。

9. 非常災害対策・業務継続計画

1. ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
2. 看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

10. 虐待の防止のための措置に関する事項

1. ステーションは、訪問看護サービスの提供に当たっては、利用者の人権擁護・虐待防止のため、必要な措置を講じます。
2. ステーションは、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
3. ステーションは、虐待防止のための指針を整備しなければならない。
4. ステーションは、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催します。
5. ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村、関係機関に通報します。
6. 訪問看護の提供に当たっては、利用者等の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限することは原則いたしません。
7. 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合に、その態様や時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を看護経過記録へ記録を行います。

【訪問看護(介護予防訪問看護)契約書】

利用者 _____ 様 (以下「甲」という)と、指定訪問看護、指定介護予防訪問看護、訪問看護ステーションルイシス(以下「乙」という)とは、訪問看護サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

(目的)

第1条 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう甲の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供します。

(契約期間)

第2条 この契約書の契約期間は、契約締結の日から、甲の終了意思表示があり、ケアプラン上終了となるまでとします。

(運営規程の概要)

第3条 乙の運営規程の概要(事業の目的、職員の体制、訪問看護サービスの内容等)、従業者の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

(指定訪問看護、指定介護予防訪問看護計画の作成・変更)

第4条 乙は、主治医の指示、甲の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問看護計画を作成し、訪問看護計画作成後も当該実施状況の把握に努めます。

2 訪問看護計画には、療養上の目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。

3 訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。

(主治医との関係)

第5条 乙は、指定訪問看護、指定介護予防訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。

2 乙は、主治医に訪問看護及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

(サービス提供の記録)

第6条 事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。

2 事業者はサービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。

3 利用者は、事業者に対し、いつでも第1項、第2項に規定する書面そのほかのサービス提供に関する記録の閲覧、謄写を求めることができます。ただし、謄写に関しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第7条 乙は、甲に対して訪問看護サービスを提供するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保険・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

（苦情対応）

第8条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した訪問看護サービスについて甲、甲の後見人又は甲の家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 乙は、甲、甲の後見人又は甲の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として、甲に対し何ら不利益な取扱いをすることはできません。

（緊急時の対応）

第9条 乙は、現に指定訪問看護、指定介護予防訪問看護サービスの提供を行っているときに甲に容態の急変が生じた場合、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

2 甲が24時間対応の加算契約している場合には時間外の緊急対応も行います。

（費用）

第10条 乙が提供する指定訪問看護、指定介護予防訪問看護サービスの利用単位毎の利用料その他の費用は、別紙サービス利用料に記載したとおりです。

2 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。

3 乙は、提供する指定訪問看護、指定介護予防訪問看護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。

4 乙は、乙の通常の事業の実施地域以外にある甲の居宅を訪問して訪問看護サービスを行う場合には、それに要した交通費の支払いを甲に請求することができます。

（利用者負担額の滞納）

第11条 甲が正当な理由なく利用者負担額を2カ月以上滞納した場合は、乙は、30日以上期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 前項の催告をしたときは、乙は、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と、甲の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。

3 乙は、前項に定める協議を行い、かつ甲が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。

4 乙は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として訪問看護サービスの提供を拒むことはありません。

（秘密保持）

第12条 乙は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。

2 乙及びその従業員は、サービス担当者会議等において、甲及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、甲及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

(非常災害対策・業務継続計画)

第13条 災害発生時等で通常の業務継続が困難と判断した場合は、神奈川県看護協会に加入している逗葉地区の訪問看護ステーションが代わりに訪問する場合があります。他のステーションが訪問する場合は、そのステーションと契約を交わすことになり、利用料、加算等についてはステーション毎に料金が異なります。個人情報についても共有させていただきます。平常に戻った場合は、当ステーションの訪問になります。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村、関係機関に通報します。

- 2 訪問看護の提供に当たっては、利用者等の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限することは原則いたしません。
- 3 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合に、その態様や時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を看護経過記録へ記録を行います。

(甲の解除権)

第15条 甲は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(乙の解除権)

第16条 乙は、甲が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

- 2 乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって、主治医、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者、公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

(契約の終了)

第17条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 甲が要介護(支援)認定を受けられなかったとき。
- 二 甲が第13条により契約を解除したとき。
- 三 乙が第11条又は第14条により契約を解除したとき。
- 四 甲が介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき。
- 五 甲が死亡したとき。

(損害賠償)

第18条 乙は、訪問看護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 前項において、事故により甲又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、乙は速やかにその損害を賠償します。ただし、乙に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(利用者代理人)

第19条 甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(契約外条項等)

第20条 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。

2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたもので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、甲乙各署名押印して1通ずつを保有します。

【利用者確認欄】

当事業所者は、訪問看護契約の締結にあたり、文書を交付し、訪問看護サービス内容・重要事項および契約内容について説明しました。

【事業者】 所在地 〒240-0111 三浦郡葉山町一色 1 7 4 8 ザガートビル 2F
名 称 訪問看護ステーションルイシス
代表者 石川 ルイ子

年 月 日 説明者

訪問看護契約の締結に当たり、私は重要事項・契約内容について説明を受け、同意しました。

利用者甲 住 所

氏 名

電話

利用者家族

住所 _____

緊急連絡先氏名 続柄

住 所

TEL _____

法定代理人(選任した場合)住 所

氏 名

立会人 住 所

氏 名

(注)「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は契約書の法的な義務等を負うものではありません

【個人情報の保護に関する取扱いについてのお知らせ】

訪問看護ステーションルイシスでは、ご利用者が安心して訪問看護を受けられるように、ご利用者の個人情報の取扱いに万全の体制で取り組んでおります。ご不明な点などございましたら、担当窓口にお問い合わせください。

○ 個人情報の利用目的について

当訪問看護ステーションでは、ご利用者の個人情報を下記の目的で利用させていただきます。

これら以外の利用目的で使用する場合は、改めてご利用者の同意をいただくようにいたします。

○ 個人情報の訂正・利用停止について

当訪問看護ステーションが保有しているご利用者の個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めることができます。調査の上、対応いたします。

○ 個人情報の開示について

ご自身の訪問看護記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、担当者までお申し出ください。なお、開示には手数料がかかりますのでご了承ください。

○ 相談窓口のご案内

ご質問やご相談は管理者までお気軽にお寄せください。

【法人におけるご利用者の個人情報の利用目的】

訪問看護を実施するため、以下の範囲で個人情報を利用させていただきます。

○ 訪問看護ステーション内での利用

- ・ ご利用者に提供する訪問看護サービス(計画・報告・連絡・相談等)
- ・ 医療保険・介護保険請求等の事務
- ・ 会計・経理等の事務
- ・ 事故等の報告・連絡・相談
- ・ ご利用者への看護サービスの質向上(ケア会議・研修等)
- ・ その他、ご利用者に関わる事業所の管理運営業務

○ 他の事業所等への情報提供

- ・ 主治医の所属する医療機関、連携医療機関、ご利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携(ただし、サービス担当者会議等への情報提供は、ご利用者に文書で同意を得ます)、紹介への回答
- ・ その他業務委託
- ・ 家族等介護者への心身の状況説明
- ・ 医療保険・介護保険事務の委託
- ・ 審査支払機関へのレセプト提供、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

○ その他上記以外の利用目的

- ・ 訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力
- ・ 学会等での発表(原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます)

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で利用することに同意します。

記

1. 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員との連絡調整、医療関係者等において必要な場合

2. 使用する事業者の範囲

利用しているサービスの事業者、これから利用予定のあるサービスの事業者、利用関係者、行政等

3. 使用する期間

契約日 から 契約終了まで

4. 条件

- （１） 個人情報の提供は必要最低限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- （２） 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

年 月 日

訪問看護ステーションルイシス 宛

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

利用者家族 住 所 _____

氏 名 _____

法定代理人 住 所 _____

氏 名 _____

平成 30 年 4 月 1 日改定

平成 30 年 8 月 1 日改定

平成 31 年 2 月 1 日改訂

令和元年 10 月 1 日改定

令和 4 年 1 月 1 日改定

令和 6 年 6 月 1 日改定